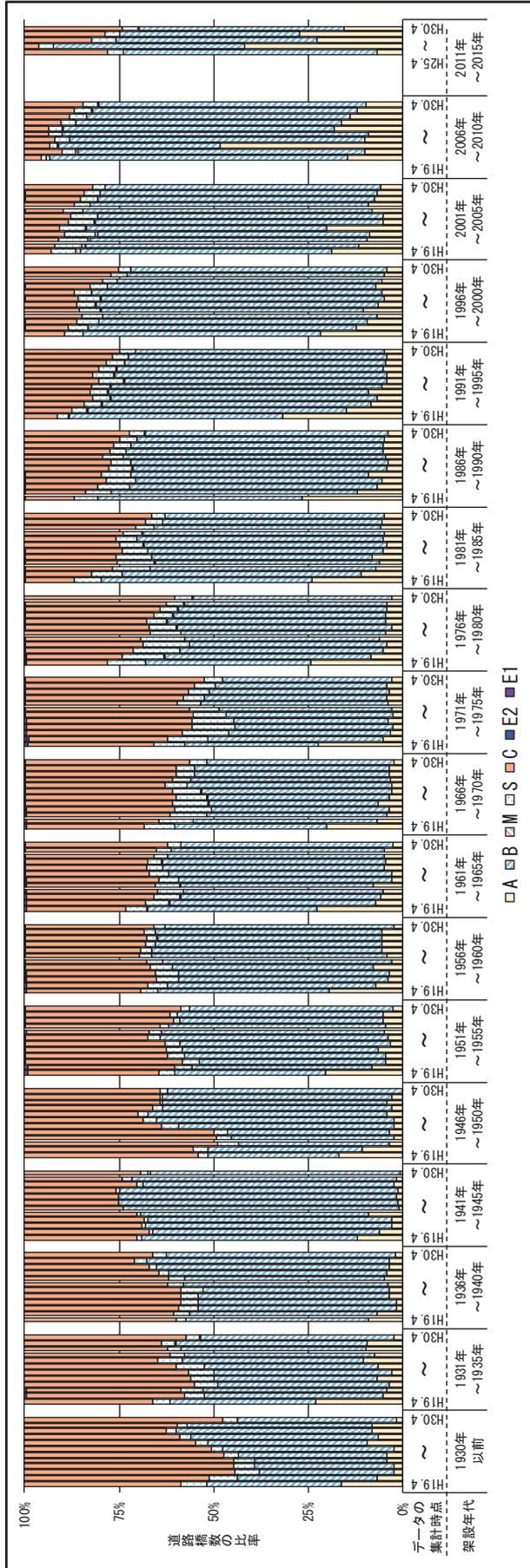


3. どのような状態のストックを抱えているか

② 架設竣工年別



出典：橋梁管理カルテ(H19.4～H30.4)のデータ

(注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点

における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた

道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の

集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3. 集計したデータのデータを表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
データの内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖繩総合事務局以外) (濃橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖繩総合事務局 (濃橋を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。

集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。

また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局(国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2は

それぞれ、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案) 平成16年3月	道路局(国道・防災課)
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局(国道・防災課)

表3 対策区分の判定の一覧

対策区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
C	詳細調査の必要がある。
E1	速やかに補修等を行う必要がある。
E2	緊急対応の必要がある。

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置

しておく」と橋の架け替えも必要になると想定されると判定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、

道路局(国道・防災課))であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材

を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材

とみなして行う。たとえば、橋によれば、表4に記載の部材以外も主要部材として考慮され

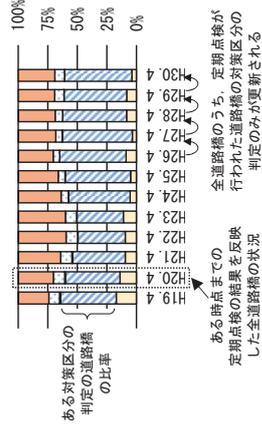
ている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	主桁	主構(桁)	主構(脚)	橋長構	鋼材	上、下弦材	鋼材・垂直材	橋門構	アーチ	アーチリブ	補脚桁	床り材	支柱	橋門構
下部構造	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎

下部構造	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚	橋脚
上部構造	ラメン	主構(桁)	主構(脚)	橋長構	鋼材	上、下弦材	鋼材・垂直材	橋門構	アーチ	アーチリブ	補脚桁	床り材	支柱	橋門構

■ グラフについて



ある時点までの定期点検の結果を反映した全道路橋の状況

全道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の対策区分の判定のみが更新される

対策区分の判定の区分比率 (架設竣工年別)

架設竣工年	1930年以前										1931～1935										1936～1940										1941～1945										1946～1950																			
	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4	H34.4	H35.4	H36.4	H37.4	H38.4	H39.4	H40.4	H41.4	H42.4	H43.4	H44.4	H45.4	H46.4	H47.4	H48.4	H49.4	H50.4	H51.4	H52.4	H53.4	H54.4	H55.4	H56.4	H57.4	H58.4	H59.4	H60.4	H61.4	H62.4	H63.4	H64.4	H65.4	H66.4	H67.4	H68.4										
架設竣工年	0																																																											
時点	0																																																											
判	0																																																											
定	0																																																											
区	0																																																											
分	0																																																											
E1	0																																																											
E2	0																																																											
E3	0																																																											
E4	0																																																											
E5	0																																																											
E6	0																																																											
E7	0																																																											
E8	0																																																											
E9	0																																																											
E10	0																																																											
E11	0																																																											
E12	0																																																											
E13	0																																																											
E14	0																																																											
E15	0																																																											
E16	0																																																											
E17	0																																																											
E18	0																																																											
E19	0																																																											
E20	0																																																											
E21	0																																																											
E22	0																																																											
E23	0																																																											
E24	0																																																											
E25	0																																																											
E26	0																																																											
E27	0																																																											
E28	0																																																											
E29	0																																																											
E30	0																																																											
E31	0																																																											
E32	0																																																											
E33	0																																																											
E34	0																																																											
E35	0																																																											
E36	0																																																											
E37	0																																																											
E38	0																																																											
E39	0																																																											
E40	0																																																											
E41	0																																																											
E42	0																																																											
E43	0																																																											
E44	0																																																											
E45	0																																																											
E46	0																																																											
E47	0																																																											
E48	0																																																											
E49	0																																																											
E50	0																																																											
E51	0																																																											
E52	0																																																											
E53	0																																																											
E54	0																																																											
E55	0																																																											
E56	0																																																											
E57	0																																																											
E58	0																																																											
E59	0																																																											
E60	0																																																											
E61	0																																																											
E62	0																																																											
E63	0																																																											
E64	0																																																											
E65	0																																																											
E66	0																																																											
E67	0																																																											
E68	0																																																											
E69	0																																																											
E70	0																																																											
E71	0																																																											
E72	0																																																											
E73	0																																																											
E74	0																																																											
E75	0																																																											
E76	0																																																											
E77	0																																																											
E78	0																																																											
E79	0																																																											
E80	0																																																											
E81	0																																																											
E82	0																																																											
E83	0																																																											
E84	0																																																											
E85	0																																																											
E86	0																																																											
E87	0																																																											
E88	0																																																											
E89	0																																																											
E90	0																																																											
E91	0																																																											
E92	0																																																											
E93	0																																																											
E94	0																																																											
E95	0																																																											
E96	0																																																											
E97	0																																																											
E98	0																																																											
E99	0																																																											
E100	0																																																											

対策区分の判定の区分比率 (架設竣工年別)

(注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
データの内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖縄総合事務局以外) (濃橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局と沖縄総合事務局 (濃橋を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局・国道・防犯課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局・国道・防犯課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局・国道・防犯課

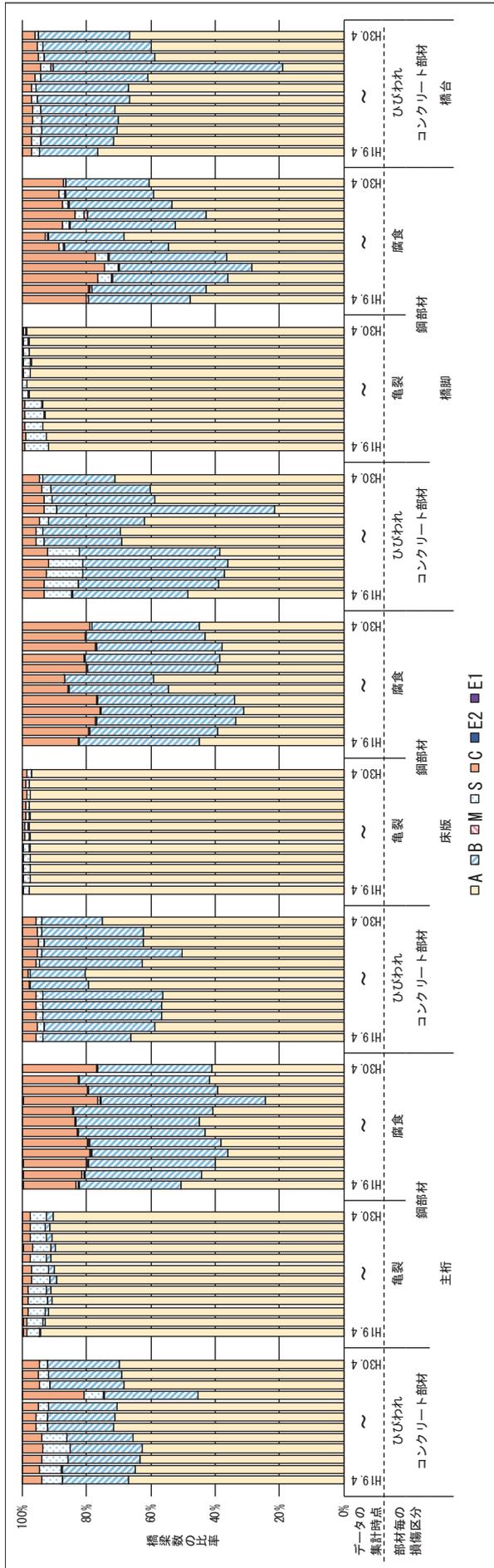
表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	詳細調査の必要がある。
S	詳細調査の安全上の観点から、補修の必要がある。
E1	緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「橋脚を放置しておく」との考えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局・国道・防犯課))であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材として主要部材とみなして行う。たとえば、橋によれば表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

上部構造	下部構造
主桁	橋脚
橋桁	主橋(桁)
欄干	主橋(脚)
床版	主橋
主橋トラス	斜材
上・下弦材	橋柱
斜材・垂直材	カナル部
橋門構	カナル部
アーチ	PC定産部
アーチリブ	橋脚
橋脚	コンクリート埋込部
吊り材	
支柱	
橋門構	

⑤ 損傷種類別



出典：橋梁管理カルテ(H19.4～H30.4)のデータ

- (注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
 3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～H30.4の期間
データの 内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖縄総合事務局以外) (溝橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖縄総合事務局 (溝橋を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋数の損傷種類を有する橋については、損傷ごとに抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課

■ グラフについて

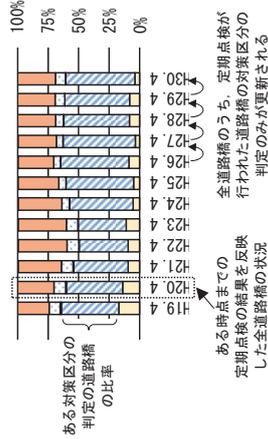


表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	対応に応じて補修を行う必要がある。
M	継続工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	緊急に補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておく橋の架け替えも必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課))」であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外にも主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

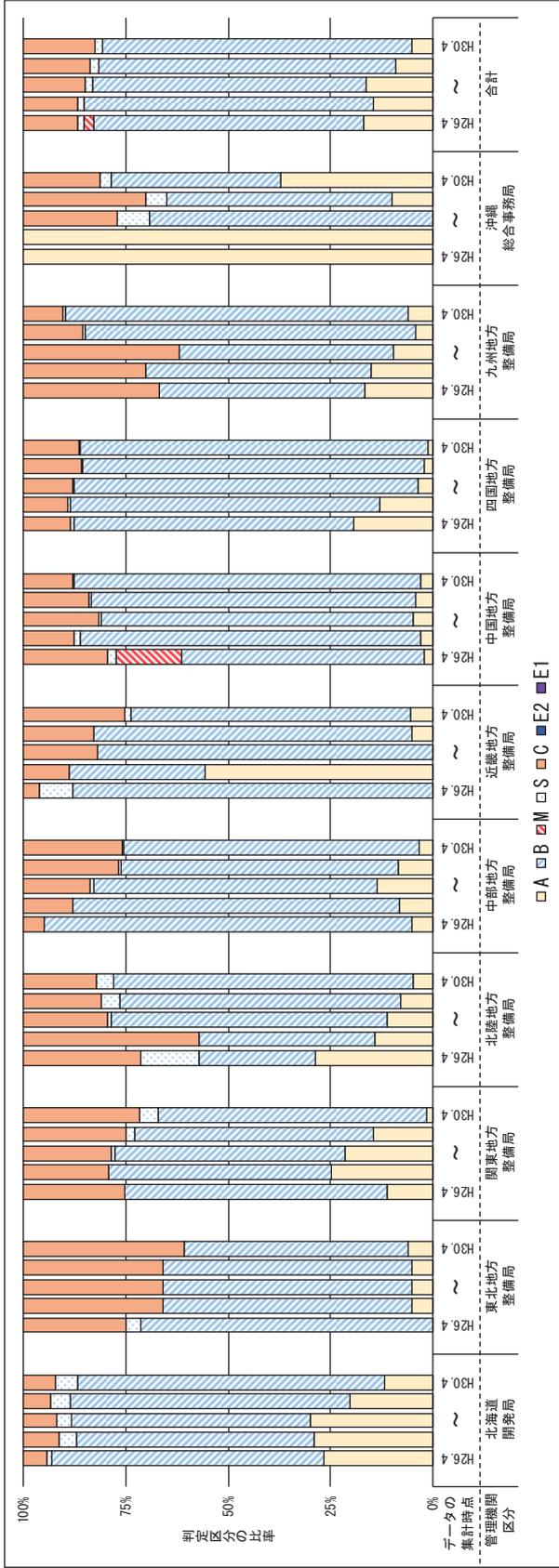
上部構造	主桁	下部構造	橋脚
主桁	主構(桁)	橋脚	基礎
橋脚	主構(脚)	橋脚	基礎
橋脚	斜索橋	橋脚	基礎
主構トラス	上・下弦材	橋脚	基礎
橋脚	橋脚・垂直材	橋脚	基礎
橋脚	橋脚・橋脚	橋脚	基礎
アーチ	アーチリブ	橋脚	基礎
補脚桁	補脚桁	橋脚	基礎
吊り材	吊り材	橋脚	基礎
支柱	支柱	橋脚	基礎
橋脚	橋脚	橋脚	基礎

対策区分の判定の区分比率（交通量別）

交通量	500台未満												500台以上1,000台未満												1,000台以上2,000台未満												2,000台以上3,000台未満												3,000台以上4,000台未満												4,000台以上5,000台未満												5,000台以上																							
	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4												
対策期	29	28	25	25	44	21	17	91	128	107	96	90	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128	128	59	56	46	80	49	44	117	160	147	123	128
対策期	111	220	246	260	283	316	354	1053	1187	1103	1137	1271	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726	240	544	574	608	589	735	902	1616	1831	1713	1707	1726
対策期	8	19	24	23	25	26	33	58	75	76	76	94	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115	27	64	66	74	79	74	95	103	96	111	117	115
対策期	31	58	83	89	95	133	166	346	390	374	398	547	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997	145	301	368	402	395	431	443	689	805	821	870	997
対策期	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
対策期	542	275	223	196	319	138	93	157	196	175	177	116	481	186	125	112	197	56	78	93	93	95	94	481	186	125	112	197	56	78	93	93	95	94	481	186	125	112	197	56	78	93	93	95	94	481	186	125	112	197	56	78	93	93	95	94	481	186	125	112	197	56	78	93	93	95	94	481	186	125	112	197	56	78	93	93	95	94	481	186	125	112	197	56	78	93	93	95	94							
対策期	1265	1859	1993	2052	2039	2323	2233	2549	2587	2407	2361	2428	968	1372	1484	1509	1351	1420	1302	1438	1394	1379	1406	1333	968	1372	1484	1509	1351	1420	1302	1438	1394	1379	1406	1333	968	1372	1484	1509	1351	1420	1302	1438	1394	1379	1406	1333	968	1372	1484	1509	1351	1420	1302	1438	1394	1379	1406	1333	968	1372	1484	1509	1351	1420	1302	1438	1394	1379	1406	1333	968	1372	1484	1509	1351	1420	1302	1438	1394	1379	1406	1333												
対策期	3	5	5	4	1	1	1	2	2	4	5	3	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
対策期	190	259	315	306	305	245	218	217	202	198	204	191	139	180	217	217	172	156	152	140	145	144	120	97	139	180	217	217	172	156	152	140	145	144	120	97	139	180	217	217	172	156	152	140	145	144	120	97	139	180	217	217	172	156	152	140	145	144	120	97	139	180	217	217	172	156	152	140	145	144	120	97	139	180	217	217	172	156	152	140	145	144	120	97												
対策期	635	883	1066	1162	1168	1262	1165	1248	1377	1438	1487	1628	542	715	839	908	829	817	793	821	916	980	1020	1083	542	715	839	908	829	817	793	821	916	980	1020	1083	542	715	839	908	829	817	793	821	916	980	1020	1083	542	715	839	908	829	817	793	821	916	980	1020	1083	542	715	839	908	829	817	793	821	916	980	1020	1083	542	715	839	908	829	817	793	821	916	980	1020	1083												
対策期	3	4	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1													
対策期	5	6	4	5	6	4	3	4	3	4	3	2	10	10	7	4	5	3	3	1	1	1	1	10	10	7	4	5	3	3	1	1	1	1	1	10	10	7	4	5	3	3	1	1	1	1	1	10	10	7	4	5	3	3	1	1	1	1	1	10	10	7	4	5	3	3	1	1	1	1	1	10	10	7	4	5	3	3	1	1	1	1	1													
対策期	673	320	211	148	244	96	132	211	243	239	233	102	913	217	242	268	763	333	411	670	913	805	789	544	913	217	242	268	763	333	411	670	913	805	789	544	913	217	242	268	763	333	411	670	913	805	789	544	913	217	242	268	763	333	411	670	913	805	789	544	913	217	242	268	763	333	411	670	913	805	789	544																								
対策期	1379	2270	2450	2459	2216	2273	2155	2305	2218	2186	2123	2013	972	1385	1735	2150	2609	3339	4034	4106	4450	4338	4565	4521	972	1385	1735	2150	2609	3339	4034	4106	4450	4338	4565	4521	972	1385	1735	2150	2609	3339	4034	4106	4450	4338	4565	4521	972	1385	1735	2150	2609	3339	4034	4106	4450	4338	4565	4521	972	1385	1735	2150	2609	3339	4034	4106	4450	4338	4565	4521																								
対策期	1	1	1	2	2	2	3	3	3	2	2	1	2	2	3	7	6	4	2	4	2	4	8	8	2	2	3	7	6	4	2	4	2	4	8	8	2	2	3	7	6	4	2	4	2	4	8	8	2	2	3	7	6	4	2	4	2	4	8	8	2	2	3	7	6	4	2	4	2	4	8	8																								
対策期	184	292	368	358	341	319	299	261	241	225	200	182	97	142	232	281	313	247	242	249	233	220	224	206	97	142	232	281	313	247	242	249	233	220	224	206	97	142	232	281	313	247	242	249	233	220	224	206	97	142	232	281	313	247	242	249	233	220	224	206	97	142	232	281	313	247	242	249	233	220	224	206																								
対策期	815	1244	1453	1550	1483	1462	1255	1292	1373	1504	1579	1612	313	410	571	714	848	955	1144	1128	1300	1393	1574	1679	313	410	571	714	848	955	1144	1128	1300	1393	1574	1679	313	410	571	714	848	955	1144	1128	1300	1393	1574	1679	313	410	571	714	848	955	1144	1128	1300	1393	1574	1679	313	410	571	714	848	955	1144	1128	1300	1393	1574	1679																								
対策期	4	8	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0	0	0																																																				

3.2 溝橋の対策区分の判定の区分比率

① 管理機関別



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果を集計した結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。
 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。
 表3に対策区分判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月 道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局 国道・防災課

■ グラフについて

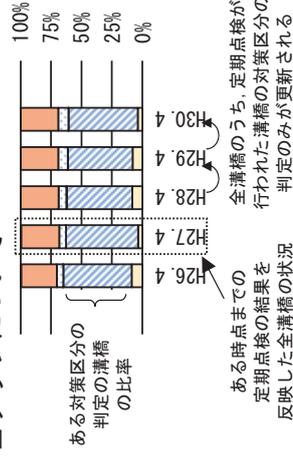
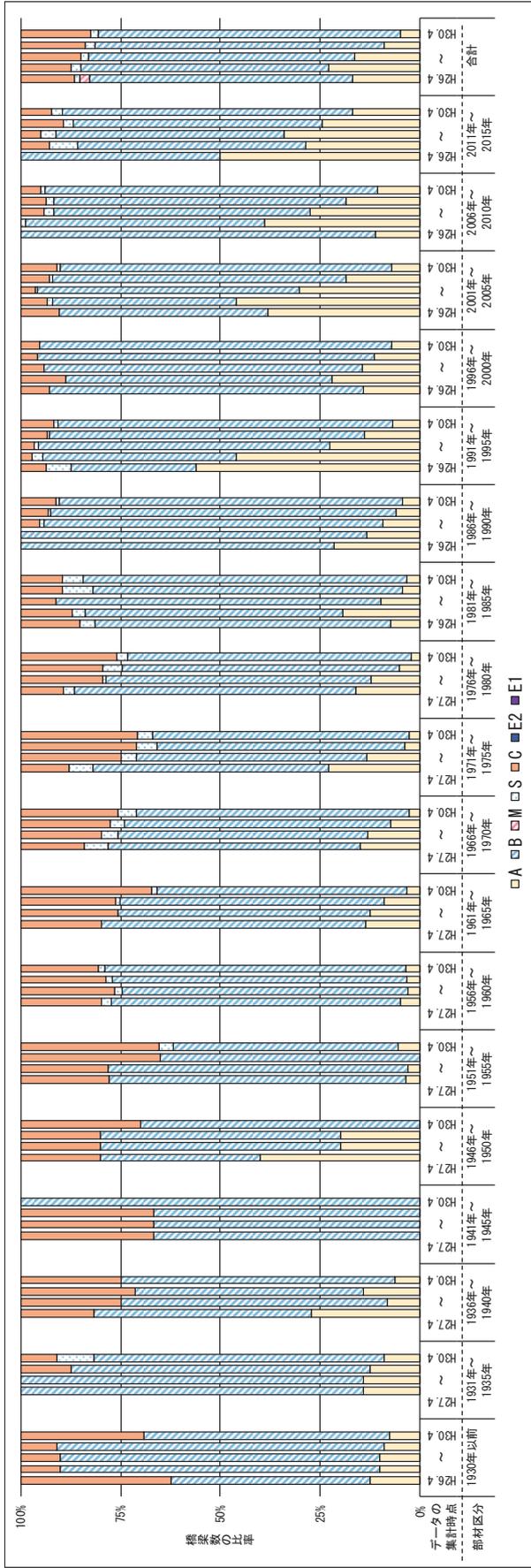


表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

② 架設竣工年別



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

(注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果を集計した結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

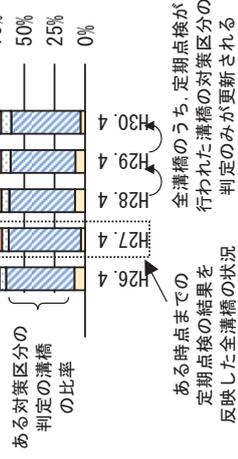
表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

■ グラフについて



対策区分の判定の区分比率（架設竣工年別）

架設竣工年 時点	1931年～1935年			1936年～1940年			1941年～1945年			1946年～1950年																
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4										
判定区分	A	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	0	0	2	2	1	0									
	B	4	8	9	6	6	3	3	8	11	6	2	2	3	2	3	3	7								
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	C	3	1	1	4	0	0	0	0	4	4	1	1	0	0	1	1	3								
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
架設竣工年 時点	1951年～1955年			1956年～1960年			1961年～1965年			1966年～1970年			1971年～1975年													
H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4										
判定区分	A	1	1	0	3	4	4	3	4	6	4	15	20	19	11	20	23	28	14	19						
	B	20	20	24	31	49	57	70	90	125	55	72	101	139	206	45	83	139	233	349	26	59	172	233	440	
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	S	1	0	0	0	2	2	2	3	3	2	1	2	3	3	1	8	9	13	24	1	6	8	19	26	
	C	3	6	7	14	19	14	16	23	26	32	13	22	39	50	108	9	21	45	78	124	21	12	53	108	201
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架設竣工年 時点	1976年～1980年			1981年～1985年			1986年～1990年			1991年～1995年			1996年～2000年													
H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4										
判定区分	A	3	6	12	12	9	2	6	9	14	3	4	10	12	17	9	17	21	25	19	2	8	15	25	27	
	B	21	26	65	158	293	20	20	74	155	330	11	26	90	174	338	5	18	68	141	235	11	24	83	182	329
	M	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	S	0	1	1	11	11	1	0	15	21	0	0	1	1	4	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0
	C	1	4	20	47	99	4	4	8	21	42	0	5	14	34	1	3	12	23	1	4	6	9	18	18	
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
架設竣工年 時点	2001年～2005年			2006年～2010年			2011年～2015年			不明			合計													
H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4										
判定区分	A	16	35	43	39	22	6	30	34	38	34	11	8	27	30	37	9	27	22	33	56	101	211	278	291	293
	B	22	35	93	154	258	47	46	79	151	263	11	16	45	76	159	28	44	48	388	1039	390	570	1128	2328	4440
	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	S	0	1	1	2	3	0	1	3	4	3	0	2	3	6	0	0	1	2	7	9	23	30	75	118	
	C	4	5	5	15	28	0	0	7	13	16	0	2	4	13	17	5	13	25	93	246	79	115	256	521	1019
	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：橋梁管理カルテ（H26.4～H30.4）のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。
 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局 国道・防災課）におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

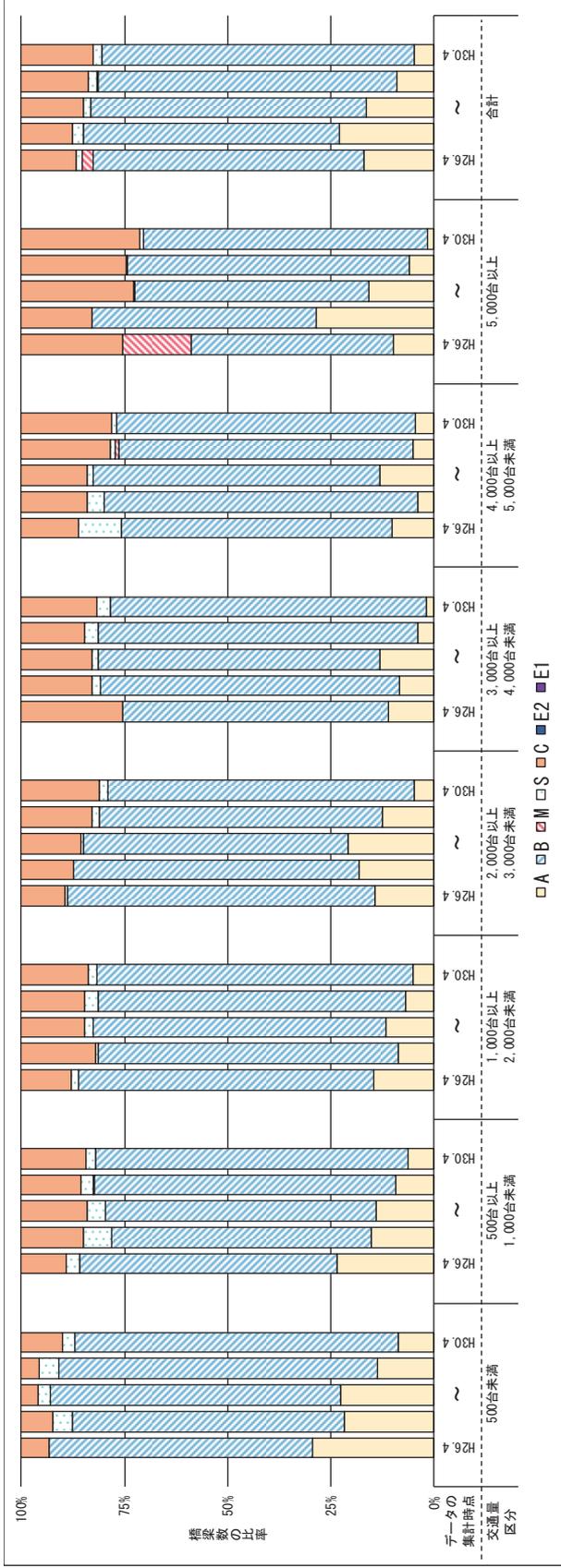
表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）平成16年3月 道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

④ 交通量別



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～H30.4) のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果を集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

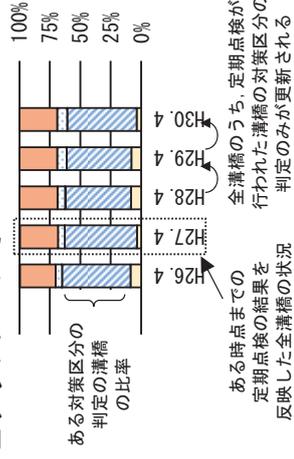
表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案) 平成16年3月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。

■ グラフについて



対策区分の判定の区分比率（交通量別）

交通量 時点	500台未満					500台以上1,000台未満					1,000台以上2,000台未満					2,000台以上3,000台未満					3,000台以上4,000台未満					4,000台以上5,000台未満															
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4											
対策判定区分	A	13	23	49	39	49	15	23	31	37	46	18	15	38	47	62	88	126	229	509	931	0	0	0	0	0	2	1	6	22	25	15	31	50	105	196	0	0	0	0	0
対策判定区分	B	28	70	152	220	433	40	96	145	286	542	88	126	229	509	931	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
対策判定区分	M																																								
対策判定区分	S	5	6	14	16	2	2	10	10	11	16	2	1	6	22	25	2	1	6	22	25	2	1	6	22	25	2	1	6	22	25	2	1	6	22	25					
対策判定区分	C	3	8	9	12	55	7	23	35	57	112	15	31	50	105	196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
対策判定区分	E1																																								
対策判定区分	E2																																								
対策判定区分	E1																																								
対策判定区分	E2																																								
対策判定区分	合計	9	20	36	32	13	15	95	28	46	49	101	211	278	291	293	390	570	1128	2328	4440	0	0	0	0	0	9	23	30	72	118	79	115	256	521	1019	0	0	0	0	0
対策判定区分	不明																																								

出典：橋梁管理カルテ（H26.4～H30.4）のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～H30の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
 2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
 3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。
 4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、溝橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその溝橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局 国道・防災課）におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）平成16年3月 道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月 道路局 国道・防災課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。